

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 3 日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 3 号

富山県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

富山県農業協同組合法施行規則（昭和38年富山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（信用事業規程の承認申請等）

第 3 条 組合は、法第11条第 1 項の規定により信用事業規程を定め、その承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 信用事業規程
- (2) 定款謄本
- (3) 総会又は総代会の議事録謄本

2 前項の場合において、当該規程の内容が内国為替取引の事業を新たに行おうとするものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

-
- (1) 内国為替取引を行う事務所における信用事業に関する事務の分掌、職制及び職務権限を記載した書類
 - (2) 最近時点における事業実績を記載した書類
 - (3) 内国為替取引の事業に係る手数料の実行予定額を記載した書類
- 3 組合は、法第11条第3項の規定により信用事業規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）承認申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて知事に提出するものとする。
- (1) 変更の承認申請の添付書類
 - ア 変更理由書
 - イ 変更しようとする信用事業規程の新旧条文を対照した書類
 - ウ 全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）との基本契約書の写し
 - エ 事業実績書及び事業計画書
 - オ 総会又は総代会の議事録謄本
 - (2) 廃止の承認申請の添付書類
 - ア 廃止理由書
 - イ 事業廃止後の事務処理計画書
 - ウ 総会又は総代会の議事録謄本
- 4 前項の場合において、当該規程の変更の内容が内国為替取引の事業を新たに行おうとするものであるときは、同項第1号に規定する書類のほか、第2項第1号及び第3号に掲げる書類を添えるものとする。
- 5 組合は、法第11条第4項に規定する信用事業規程の変更をしたときは、農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）届（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
- (1) 変更理由書
 - (2) 変更した信用事業規程の新旧条文を対照した書類
 - (3) 総会又は総代会の議事録謄本
- 第4条から第15条までを削る。
-

第16条各号列記以外の部分中「第11条の4第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に、「様式第12号」を「様式第4号」に改め、同条を第4条とする。

第17条を削る。

第18条中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に、「様式第15号」を「様式第5号」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の4条を加える。

(共済規程の承認申請等)

第6条 組合は、法第11条の17第1項の規定により共済規程を定め、その承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 共済規程
- (2) 定款謄本
- (3) 事業計画書
- (4) 全共連との基本契約書案
- (5) 総会又は総代会の議事録謄本

2 組合は、法第11条の17第3項の規定により共済規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）承認申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 変更の承認申請の添付書類

- ア 変更理由書
- イ 変更しようとする共済規程の新旧条文を対照した書類
- ウ 全共連との基本契約書案
- エ 事業実績書及び事業計画書
- オ 総会又は総代会の議事録謄本

- (2) 廃止の承認申請の添付書類

- ア 廃止理由書
- イ 事業廃止後の事務処理計画書
- ウ 総会又は総代会の議事録謄本

3 組合は、法第11条の17第4項に規定する共済規程の変更をしたときは、農業協

同組合信用事業規程等変更（廃止）届（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、第 3 号に掲げる書類にあつては、理事会の議事録謄本をもつて代えることができる。

- (1) 変更理由書
- (2) 変更した共済規程の新旧条文を対照した書類
- (3) 総会又は総代会の議事録謄本
(信託規程の承認申請等)

第 7 条 組合は、法第 11 条の 42 第 1 項の規定により信託規程を定め、その承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 信託規程
- (2) 定款謄本
- (3) 事業計画書
- (4) 総会又は総代会の議事録謄本

2 組合は、法第 11 条の 42 第 3 項の規定により信託規程の変更の承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）承認申請書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 変更理由書
- (2) 変更しようとする信託規程の新旧条文を対照した書類
- (3) 総会又は総代会の議事録謄本

3 組合は、法第 11 条の 42 第 4 項に規定する信託規程の変更又は廃止をしたときは、農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）届（様式第 3 号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 変更の届出の添付書類
 - ア 変更理由書
 - イ 変更した信託規程の新旧条文を対照した書類
 - ウ 総会又は総代会の議事録謄本
- (2) 廃止の届出の添付書類
 - ア 廃止理由書

イ 事業廃止後の事務処理計画書

ウ 総会又は総代会の議事録謄本

(宅地等供給事業実施規程の承認申請等)

第 8 条 組合は、法第11条の48第 1 項の規定により宅地等供給事業実施規程を定め、その承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 宅地等供給事業実施規程

(2) 定款謄本

(3) 事業計画書

(4) 総会又は総代会の議事録謄本

2 組合は、法第11条の48第 3 項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更の承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）承認申請書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 変更理由書

(2) 変更しようとする宅地等供給事業実施規程の新旧条文を対照した書類

(3) 総会又は総代会の議事録謄本

3 組合は、法第11条の48第 4 項に規定する宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止をしたときは、農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）届（様式第 3 号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 変更の届出の添付書類

ア 変更理由書

イ 変更した宅地等供給事業実施規程の新旧条文を対照した書類

ウ 総会又は総代会の議事録謄本

(2) 廃止の届出の添付書類

ア 廃止理由書

イ 事業廃止後の事務処理計画書

ウ 総会又は総代会の議事録謄本

(農業経営規程の承認申請等)

第 9 条 組合は、法第11条の51第 1 項の規定により農業経営規程を定め、その承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 農業経営規程
 - (2) 定款謄本
 - (3) 事業計画書
 - (4) 総会又は総代会の議事録謄本
 - (5) 実施しようとする作物について、総組合員（法第16条第 1 項ただし書に規定する組合員を除く。）の 3 分の 2 以上の同意があつたことを組合の代表者が証する書類
 - (6) 農業経営事業運営協議会（以下この条において「協議会」という。）の議事録謄本
 - (7) 実施しようとする作物について、その作物に関する組合員で構成している生産者組織がある場合には、その組織との意見調整に関する書類
- 2 前項の場合において、当該規程の内容が農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下この条において同じ。）として同法第 4 条第 3 項第 1 号ハに掲げる事業を行おうとするものであるときは、前項各号に掲げる書類のほか、同法第11条の11第 1 項の規定による市町村の承認を受けた農地利用集積円滑化事業規程（以下この条において「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を添えるものとする。
- 3 組合は、法第11条の51第 3 項の規定により農業経営規程の変更の承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）承認申請書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
- (1) 変更理由書
 - (2) 変更しようとする農業経営規程の新旧条文を対照した書類
 - (3) 事業実績書及び事業計画書
 - (4) 総会又は総代会の議事録謄本
 - (5) 協議会の議事録謄本

- 4 前項の場合において、当該規程の変更の内容が新たな作物の実施に関するものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第1項第5号及び第7号に掲げる書類を添えるものとする。
- 5 第3項の場合において、当該規程の変更の内容が農地利用集積円滑化団体として農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ハに掲げる事業を新たに行おうとするものであるときは、第3項に掲げる書類のほか、農地利用集積円滑化事業規程を添えるものとする。
- 6 組合は、法第11条の51第4項に規定する農業経営規程の変更又は廃止をしたときは、農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）届（様式第3号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 変更の届出の添付書類

- ア 変更理由書
- イ 変更した農業経営規程の新旧条文を対照した書類
- ウ 総会又は総代会の議事録謄本
- エ 協議会の議事録謄本

(2) 廃止の届出の添付書類

- ア 廃止理由書
- イ 事業廃止後の事務処理計画書
- ウ 総会又は総代会の議事録謄本
- エ 協議会の議事録謄本

第19条及び第20条を削る。

第21条各号列記以外の部分中「農業協同組合」の次に「（法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う農業協同組合に限る。）」を加え、「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に、「様式第20号」を「様式第6号」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（理事の定数の過半数を認定農業者等とすることを要しない承認申請）

第11条 組合は、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「省令」という。）第76条の2第1項第3号イの規定による理事の定数の4分の

1 を下回らない範囲内において、法第30条第12項各号に掲げる者又は認定農業者
に準ずる者を理事とする承認を受けようとするときは、理事要件変更承認申請書
(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) その地区内における、法第30条第12項各号に掲げる者の数及び省令第76条の
2 第1項第1号に規定する認定農業者に準ずる者の数
- (2) 省令第76条の2 第1項第3号ロに規定する正組合員である認定農業者の数に
関する調査の結果
- (3) 省令第76条の2 第1項第3号ハに規定する選挙又は選任が困難な場合に該当
する理由を記載した書面

第22条から第36条までを削る。

第37条各号列記以外の部分中「様式第32号」を「様式第8号」に改め、同条を第
12条とし、同条の次に次の10条を加える。

(定款の変更の認可申請等)

第13条 組合は、法第44条第2項の規定により定款の変更の認可を受けようとする
ときは、定款変更認可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて知事に提
出するものとする。

- (1) 定款の変更理由書
 - (2) 変更しようとする定款の新旧条文を対照した書類
 - (3) 総会又は総代会の議事録謄本
- 2 前項の場合において、認可の申請が出資1口金額の減少に関するものであると
きは、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。
- (1) 法第49条第2項第2号の規定に基づく公告に係る計算書類
 - (2) 法第49条第2項の規定による手続を了したことを証する書類
 - (3) 法第50条第2項の規定による手続をしたときは、それを証する書類
- 3 第1項の場合において、認可の申請が出資1口金額の増額又は出資最低持口数
の引上げに関するものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、出資1口金
額の増額の場合は組合員全員の同意、出資最低持口数の引上げの場合はその持口
数が引上げ後の最低持口数に達しない組合員全員の同意がそれぞれあつたことを
組合の代表者が証する書類を添えるものとする。

4 組合は、法第44条第4項に規定する定款の変更をしたときは、定款変更届（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 定款の変更理由書
- (2) 変更した定款の新旧条文を対照した書類
- (3) 総会又は総代会の議事録謄本
(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等)

第14条 組合は、法第50条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可を受けようとするときは、信用事業全部（一部）譲渡（譲受け）認可申請書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡又は譲受けの理由書
 - (2) 譲渡契約書の写し
 - (3) 総会又は総代会の議事録謄本
 - (4) 財産目録、貸借対照表、損益計算書並びにその他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (5) 法第50条の2第4項において準用する法第49条及び第50条の規定による手続を了したことを証する書類
- 2 組合が信用事業の譲受けの認可を受けようとする場合は、前項に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 譲受け後の収支及び自己資本比率の状況を知ることができる書類
- (2) 譲受け後の基本計画及び3年間の事業計画書

3 組合は、法第50条の2第1項の規定により信用事業の全部の譲渡を行ったときは、同条第7項の規定により、遅滞なく、信用事業全部譲渡届（様式第12号）に、第1項第2号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

（共済事業の全部又は一部譲渡等の届出）

第15条 組合は、法第50条の4第1項の規定により共済事業の全部若しくは一部の譲渡を行い、又は同条第2項の規定により共済契約の全部の移転を行ったときは、同条第5項の規定により共済事業（共済契約）全部（一部）譲渡（移転）届（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡又は移転の理由書

- (2) 譲渡契約書又は移転契約書の写し
- (3) 総会又は総代会の議事録謄本
- (4) 法第50条の4第4項において準用する法第49条及び第50条の規定による手続を了したことを証する書類
(業務報告書の提出)

第16条 組合は、法第54条の2第1項の規定に基づき事業年度ごとに、当該組合の業務報告書を当該事業年度決算に係る総会又は総代会終了後2週間以内に知事に提出するものとする。

- 2 組合は、法第54条の2第2項の規定に基づき事業年度ごとに、当該組合及びその子会社等（同項に規定する子会社等をいう。）の連結業務報告書を当該事業年度決算に係る総会又は総代会終了後2週間以内に知事に提出するものとする。
(設立の認可申請)

第17条 組合の設立の発起人は、法第59条第1項の規定により設立の認可を受けようとするときは、設立認可申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、役員について選任制をとる場合は、第6号に掲げる書類の提出を要しない。

- (1) 定款
 - (2) 事業計画書
 - (3) 設立理由書及び設立経過報告書
 - (4) 設立準備会の公告の写し及び議事録謄本
 - (5) 創立総会の公告の写し及び議事録謄本
 - (6) 役員選挙録謄本
 - (7) 役員名簿（住所、氏名、年齢、営農規模及び農業以外の職業を有するときは、その職業を記載すること。以下同じ。）
- 2 前項の場合において、設立の認可申請が農業協同組合連合会の設立に関するものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。
 - (1) 設立の発起人となつた組合が、設立の発起人となることを決議した総会又は総代会の議事録謄本

(2) 設立に同意した組合が、設立準備会の議事に同意することを決議した総会又は総代会の議事録謄本

(解散の認可申請等)

第18条 組合は、法第64条第2項の規定により解散の認可を受けようとするときは、解散認可申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、法第10条第4項に規定する非出資組合（以下「非出資組合」という。）にあつては、第3号に掲げる書類のうち貸借対照表の提出を要しない。

- (1) 解散の理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 解散時における財産目録及び貸借対照表
- (4) 清算人名簿

2 組合は、法第64条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事由並びに同条第5項の規定により解散したときは、2週間以内に解散届（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、非出資組合にあつては第3号に掲げる書類のうち貸借対照表の提出を、法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行わない組合にあつては第2号及び第4号に掲げる書類の提出を要しない。

- (1) 解散の理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 解散時における財産目録及び貸借対照表
- (4) 登記事項証明書

3 前項各号に掲げる書類のほか、法第64条第1項第3号に掲げる事由による場合は破産手続開始の決定書の写しを、同項第4号に掲げる事由による場合は定款謄本を、同条第5項に掲げる事由による場合は組合員数についての監事の証明書を添えるものとする。

4 組合は、破産法（平成16年法律第75号）第19条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により破産手続開始の申立てがされたときは、遅滞なく、破産手続開始申立届（様式第17号）を知事に提出するものとする。

(事業の実施届)

第19条 組合は、法第64条の2第1項の規定により事業を廃止していないときは、事業実施届（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施の理由書
- (2) 登記事項証明書
（事業の継続届）

第20条 組合は、法第64条の3第1項の規定により組合が継続するときは、同条第3項の規定により継続届（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 継続の理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 登記事項証明書
（合併の認可申請）

第21条 組合は、法第65条第2項の規定により合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書（様式第20号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、非出資組合にあつては、第4号に掲げる書類のうち貸借対照表及び第7号に掲げる書類の提出を要しない。

- (1) 合併の理由書
- (2) 各組合の総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 合併契約書の写し
- (4) 各組合の財産目録及び貸借対照表
- (5) 合併の経過を記載した書面
- (6) 合併後存続する組合又は合併により設立する組合の定款及び事業計画書
- (7) 法第65条第4項において準用する法第49条並びに第50条第1項及び第2項の規定による手続を了したことを証する書類

2 前項の場合において、認可の申請が合併によつて新たに組合を設立しようとするものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 設立委員会議の議事録謄本
- (2) 役員選任録謄本

(3) 役員名簿

(新設分割の認可申請)

第22条 法第10条第2項に規定する出資組合（以下「出資組合」という。）は、法第70条の3第3項の規定により新設分割の認可を受けようとするときは、新設分割認可申請書（様式第21号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 新設分割の理由書

(2) 総会又は総代会の議事録謄本

(3) 新設分割計画

(4) 最終事業年度に係る貸借対照表

(5) 総代会で新設分割を決議した組合にあつては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

(6) 法第70条の3第5項において準用する法第49条並びに第50条第1項及び第2項の規定による手続を了したことを証する書類

(7) 総会又は総代会までの経過を記載した書類

(8) 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類

(9) 法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録謄本

(10) 新設分割の経過を記載した書面

(11) 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要

第38条から第40条までを削る。

第41条中「様式第36号」を「様式第22号」に、「議事録抄本」を「議事録謄本」に、「提出しなければならない」を「提出するものとする」に改め、同条を第23条とする。

第42条各号列記以外の部分中「様式第37号」を「様式第23号」に、「提出しなければならない」を「提出するものとする」に改め、同条を第24条とし、同条の次に

次の 1 条を加える。

(農事組合法人の定款の変更の届出)

第25条 農事組合法人は、法第72条の29第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、農事組合法人定款変更届(様式第24号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 定款の変更理由書
- (2) 変更した定款の新旧条文を対照した書類
- (3) 総会議事録謄本

第43条から第46条までを削る。

第47条各号列記以外の部分中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に、「様式第38号」を「様式第25号」に改め、同条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(農事組合法人の解散の届出)

第27条 農事組合法人は、法第72条の34第1項の規定により解散したときは、2週間以内に農事組合法人解散届(様式第26号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、法第72条の10第2項に規定する非出資農事組合法人(以下「非出資農事組合法人」という。)にあつては、第1号に掲げる書類のうち貸借対照表の提出を要しない。

- (1) 解散時における財産目録及び貸借対照表
- (2) 登記事項証明書

2 農事組合法人は、法第72条の34第2項の規定により解散の届出をしようとするときは、農事組合法人解散届(様式第26号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、非出資農事組合法人にあつては、第1号に掲げる書類のうち貸借対照表の提出を要しない。

- (1) 解散時における財産目録及び貸借対照表
- (2) 登記事項証明書
- (3) 総会の決議によつて解散した場合にあつては、総会議事録謄本
- (4) 破産によつて解散した場合にあつては、破産手続開始の決定書の写し
- (5) 存立時期の満了によつて解散した場合にあつては、定款謄本

第48条第1項各号列記以外の部分中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に、「様式第39号」を「様式第27号」に、「（貸借対照表に限る。）」を「のうち貸借対照表」に改め、同条を第28条とする。

第48条の2から第50条までを削る。

第50条の2各号列記以外の部分中「第72条の18の10」を「第72条の44」に、「様式第43号」を「様式第28号」に改め、同条を第29条とし、同条の次に次の13条を加える。

（農事組合法人の実施届等）

第30条 農事組合法人は、法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定により事業を廃止していないときは、事業実施届（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施の理由書
- (2) 登記事項証明書

2 農事組合法人は、法第73条第4項において準用する法第64条の3第1項の規定により組合が継続するときは、同条第3項の規定により継続届（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 継続の理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 登記事項証明書

（出資組合等の組織変更の届出）

第31条 出資組合は、法第73条の10（法第80条及び法第92条において準用する場合を含む。）の規定により組織変更をしたときは、組合組織変更届（様式第29号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 組織変更計画書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 登記事項証明書

2 法第72条の25第1項に規定する出資農事組合法人は、法第73条の10の規定により組織変更をしたときは、出資農事組合法人組織変更届（様式第30号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 組織変更計画書
- (2) 総会の議事録謄本
- (3) 登記事項証明書
(検査員証)

第32条 知事は、法第94条の規定に基づき組合の業務又は会計の状況を検査するとき、検査を命じた職員（次項において「検査員」という。）に別に定める農業協同組合検査員証を携帯させるものとする。

- 2 組合は、検査員に対し前項の検査員証の提示を求めることができる。
(検査又は決議等の取消しの請求)

第33条 組合員は、法第94条第1項の規定による業務若しくは会計の検査又は法第96条の規定による決議若しくは選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、農業協同組合（連合会）検査（取消し）請求書（様式第31号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 請求事項及び請求理由を記載した書類
- (2) 請求日現在における正組合員及び准組合員の数を記載した組合の証明書
- (3) 請求同意者名簿
- (4) 請求同意者が組合員であることの組合の証明書
(共済代理店の設置又は廃止の届出等)

第34条 組合は、法第97条の規定により同条第1号に該当する旨の届出をしようとするときは、遅滞なく、共済代理店設置（廃止）届（様式第32号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、共済代理店の廃止の届出にあつては、第2号に掲げる書類の提出を要しない。

- (1) 設置又は廃止の理由書
- (2) 共済代理店委託契約書案

- 2 農業協同組合（法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う農業協同組合に限る。次項において同じ。）は、法第97条の規定により同条第3号に該当する旨の届出をしようとするときは、遅滞なく、子会社に関する届（様式第33号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 理由書

(2) 当該農業協同組合に関する次に掲げる書類

ア 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書並びにその他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

イ 当該届出後における収支の見込みを記載した書類

(3) 当該農業協同組合及び既子会社（法第11条の64第1項第1号に掲げる会社であつて、法第97条第3号の届出を行つているものをいう。以下この項において同じ。）の当該届出後における当該農業協同組合及び既子会社（当該届出に係る子会社対象会社（法第11条の64第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

(4) 当該届出に係る子会社対象会社に関する次に掲げる書類

ア 名称、主たる営業所及び事務所の位置を記載した書類

イ 業務の内容を記載した書類

ウ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失金処理計算書並びにその他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

エ 役員の役職名及び氏名を記載した書類

(5) 当該届出に係る子会社対象会社を子会社（法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。次項において同じ。）にすることにより、当該農業協同組合又は既子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

3 農業協同組合は、法第97条の規定により子会社が同条第4号又は第5号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、子会社に関する変更届（様式第34号）に理由書を添えて知事に提出するものとする。

（登記完了の届出）

第35条 組合は、法第9条第1項の規定による登記を完了したときは、2週間以内に登記完了届（様式第35号）に登記事項証明書を添えて知事に提出するものとする。

（理事の解任の請求等の届出）

第36条 組合は、次に掲げる請求を受けたときは、請求を受けた日から2週間以内に請求届（様式第36号）に請求書の写し及び請求に対する処置方針を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法第34条第7項又は法第38条第2項の規定による理事の解任の請求
- (2) 法第38条第1項の規定による役員改選の請求
- (3) 法第41条において準用する会社法（平成17年法律第86号）第847条第1項の規定による訴えの提起の請求
- (4) 法第43条第1項の規定による参事又は会計主任の解任の請求
- (5) 法第43条の3第2項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の規定による総会又は総代会の招集の請求
（総会又は総代会の開催の届出）

第37条 組合は、法第43条の6第1項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の規定により総会又は総代会の招集の通知をしたときは、遅滞なく、総会（総代会）開催届（様式第37号）に総会又は総代会の招集通知書の写しを添えて知事に提出するものとする。
（総会又は総代会の終了の届出）

第38条 組合は、総会又は総代会が終了したときは、2週間以内に総会（総代会）終了届（様式第38号）に総会又は総代会の議事録謄本を添えて知事に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、決議事項が規約の設定、変更若しくは廃止、事業計画の設定若しくは変更又は財産目録若しくは計算書類及び事業報告であるときは、前項の書類のほか、それぞれ規約、事業計画書又は業務報告書を添えるものとする。
（通常総会又は通常総代会の開催時期延期の届出）

第39条 組合は、定款に定めた時期に通常総会又は通常総代会を開催することができないときは、定款に定める期間内に通常総会（総代会）開催時期延期届（様式第39号）を知事に提出するものとする。
（代表理事等の異動の届出）

第40条 組合は、代表理事、組合長又は役員（法第30条の2第5項の組合にあつては、経営管理委員及び経営管理委員会会長を含む。以下この項において同じ。）

が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、2 週間以内に代表理事等異動届（様式第40号）に就任し、又は退任した年月日を記載した役員名簿を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 代表理事、組合長又は役員が就任し、又は退任したとき。
- (2) 常勤の理事を定めたとき。
- (3) 監事の代表者又は常勤の監事を定めたとき。

2 組合は、法第42条又は法第43条の規定により参事又は会計主任を選任し、又は解任したときは、前項に準じて届け出るものとする。

（監査等実施の届出）

第41条 監事は、理事の職務の執行を監査したときは、2 週間以内に監査実施届（様式第41号）に監査日現在の試算表を添えて知事に提出するものとする。

2 監事が、子会社等（法第93条第2項に規定する子会社等をいう。）の業務及び財産の状況を調査したときは、前項に準じて届け出るものとする。

（事故発生の届出）

第42条 組合は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、事故発生届（様式第42号）を直ちに知事に提出しなければならない。

- (1) 10日以上事業の全部を休止したとき。
- (2) 訴訟当事者となつたとき。
- (3) 財産に重大な影響を及ぼす事由の発生するおそれがあるとき又は発生したとき。

第51条を第43条とし、第52条を第44条とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

様式第5号中「（第7条、第8条、第8条の2関係）」を「（第3条、第6条、第7条、第8条、第9条関係）」に、「農業協同組合共済規程等承認申請書」を「農業協同組合信用事業規程等承認申請書」に、「共済規程（）」を「信用事業規程（共済規程、）」に、「信用事業規程、」を「又は」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第6号中「（第9条、第10条、第10条の2関係）」を「（第3条、第6条、第7条、第8条、第9条関係）」に、「農業協同組合共済規程等変更（廃止）承認

申請書」を「農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）承認申請書」に、「共済規程（」を「信用事業規程（共済規程、」に、「信用事業規程、」を「又は」に改め、同様式を様式第 2 号とする。

様式第 6 号の 2 中「（第 9 条、第 10 条関係）」を「（第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条関係）」に、「農業協同組合共済規程等変更届」を「農業協同組合信用事業規程等変更（廃止）届」に、「共済規程（信用事業規程）」を「信用事業規程（共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程）」に改め、「の変更」の次に「（廃止）」を加え、同様式を様式第 3 号とする。

様式第 7 号から様式第 11 号までを削る。

様式第 12 号中「（第 16 条関係）」を「（第 4 条関係）」に改め、「で、」の次に「農業協同組合法第 11 条の 8 第 1 項ただし書の規定により」を加え、同様式を様式第 4 号とする。

様式第 13 号及び様式第 14 号を削る。

様式第 15 号中「（第 18 条関係）」を「（第 5 条関係）」に改め、「で、」の次に「農業協同組合法第 11 条の 9 項ただし書の規定により」を加え、「記」を削り、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 16 号から様式第 19 号までを削る。

様式第 20 号中「（第 21 条関係）」を「（第 10 条関係）」に改め、「受けたく、」の次に「農業協同組合法第 11 条の 65 第 2 項ただし書の規定により」を加え、同様式を様式第 6 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号（第 11 条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長理事氏名

印

理事要件変更承認申請書

理事定数の 4 分の 1 以上を認定農業者等とする承認を受けたいので、農業協同組合法施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 3 号イの規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第21号から様式第31号までを削る。

様式第32号中「（第37条関係）」を「（第12条関係）」に、「何々農業協同組合（連合会）仮理事の選任（総会の招集）措置請求書」を「農業協同組合（連合会）仮理事の選任（総会の招集）措置請求書」に、「何々農業協同組合（連合会）の」を「農業協同組合（連合会）の」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の次に次の8様式を加える。

様式第 9 号（第13条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合（連合会）定款変更認可申請書

年 月 日の総会で定款の変更の決議をしたので、農業協同組
合法第44条第2項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。
備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合（連合会）定款変更届

年 月 日の総会で定款の変更の決議をしたので、農業協同組合法第44条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長理事氏名

印

信用事業全部（一部）譲渡（譲受け）認可申請書

信用事業の全部（一部）の譲渡（譲受け）を行ったので、農業協同組合法第50条の2第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長理事氏名

印

信用事業全部譲渡届

年 月 日の総会で決議した信用事業の全部の譲渡を行ったので、
農業協同組合法第50条の2第7項の規定により関係書類を添えて届け出ます。
備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第13号（第15条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長理事氏名

印

共済事業（共済契約）全部（一部）譲渡（移転）届

年 月 日の総会で決議した共済事業の全部（一部）の譲渡又は共済契約の全部の移転を行ったので、農業協同組合法第50条の4第5項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第14号（第17条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

設立発起人

住所

氏名 印

（以下連署）

農業協同組合（連合会）設立認可申請書

このたび 農業協同組合（連合会）を設立したいので、農業協同組合法第59条第1項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第15号（第18条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合（連合会）解散認可申請書

年 月 日の総会で当組合（連合会）の解散を決議したので、農業協同組合法第64条第2項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第16号（第18条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名 印

農業協同組合（連合会）解散届

年 月 日の総会で解散の決議をしたので、農業協同組合法第64条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第33号を削る。

様式第34号中「（第39条関係）」を「（第18条関係）」に改め、同様式を様式第17号とし、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第18号（第19条、第30条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名 印

事業実施届

当組合（農事組合法人）は、事業を廃止していないので、農業協同組合法第64条の2第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第19号（第20条、第30条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名 印

継続届

年 月 日の総会で、当組合（農事組合法人）は清算が終了するまで組合を継続することを決議したので、農業協同組合法第64条の3第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第20号（第21条関係）

（吸収合併の場合）

年 月 日

富山県知事 殿

存続する組合

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

解散する組合

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合（連合会）合併認可申請書

このたび 農業協同組合（連合会）は、 農業協同組合（連合会）を合併することとし、それぞれの組合の総会の決議を経たので、農業協同組合法第65条第2項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

(新設合併の場合)

年 月 日

富山県知事 殿

設立委員

住所

氏名 印

農業協同組合（連合会）合併認可申請書

このたび 農業協同組合（連合会）と 農業協同組合（連合会）を合併し
新たに 農業協同組合（連合会）を設立することとし、それぞれの組合の総会
の決議を経たので、農業協同組合法第65条第2項の規定により認可を受けたく関
係書類を添えて申請します。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第21号（第22条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名 印

新設分割認可申請書

年 月 日の総会で、当組合は新設分割計画が承認されたので、農業協同組合法第70条の3第3項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第35号を削る。

様式第36号中「（第41条関係）」を「（第23条関係）」に改め、「記」を削り、同様式を様式第22号とする。

様式第37号中「（第42条関係）」を「（第24条関係）」に改め、同様式を様式第23号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第24号（第25条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名 印

農事組合法人定款変更届

年 月 日の総会で定款の変更の決議をしたので、農業協同組合法第72条の29第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。
備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第38号中「（第47条関係）」を「（第26条関係）」に改め、「で、」の次に「農業協同組合法第72条の32第4項の規定により」を加え、同様式を様式第25号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第26号（第27条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名 印

農事組合法人解散届

年 月 日に当農事組合法人が解散したので、農業協同組合法第
72条の34第1項（第2項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第39号中「（第48条関係）」を「（第28条関係）」に改め、「で、」の次に「農業協同組合法第72条の35第3項の規定により」を加え、同様式を様式第27号とする。

様式第40号から様式第42号までを削る。

様式第43号中「（第50条の2関係）」を「（第29条関係）」に改め、「で、」の次に「農業協同組合法第72条の44の規定により」を加え、同様式を様式第28号とし、同様式の次に次の14様式を加える。

様式第29号（第31条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長理事氏名

印

組合組織変更届

年 月 日の総会で決議した当組合の組織変更を行ったので、農業協同組合法第73条の10の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第30号（第31条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名 印

出資農事組合法人組織変更届

このたび農事組合法人 〇〇〇〇 は、組織変更をしたので、農業協同組合法第73条の10の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第31号（第33条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

請求代表者

住所

氏名

印

農業協同組合（連合会）検査（取消し）請求書

農業協同組合（連合会）の検査又は総会（総代会）決議（役員選挙、役員当選）の取消しが行われるよう農業協同組合法第94条第1項又は第96条の規定により関係書類を添えて請求します。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第32号（第34条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長理事氏名 印

共済代理店設置（廃止）届

次の共済代理店を設置（廃止）するので、農業協同組合法第97条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

商号、名称又は氏名	
代表者の氏名（法人等の場合）	
営業所又は事務所の所在地	
設置（廃止）理由	
設置（廃止）予定日	年 月 日
主たる業務の内容	

備考

- 1 廃止のときは、「主たる業務の内容」欄の記入を要しない。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第33号（第34条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長理事氏名

印

子会社に関する届

次の会社を子会社としたいので、農業協同組合法第97条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

会社の名称

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第34号（第34条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長理事氏名

印

子会社に関する変更届

次の子会社について変更があつたので、農業協同組合法第97条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

子会社の名称

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第35号（第35条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合（連合会）登記完了届

年 月 日に 登記を完了したので届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第36号（第36条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名 印

理事の解任

役員改選

農業協同組合（連合会）訴えの提起 請求届

参事（会計主任）解任

総会（総代会）招集

年 月 日に標記の請求を受けたので、関係書類を添えて届け出
ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第37号（第37条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合総会（総代会）開催届

年 月 日に当組合の第 回通常（臨時）総会（総代会）を開催
するので届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第38号（第38条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合総会（総代会）終了届

年 月 日に当組合の第 回通常（臨時）総会（総代会）を終了したので届け出ます。

なお、当日決議した事項は、次のとおりです。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第39号（第39条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合（連合会）通常総会（総代会）開催時期延期届

次の理由により当組合の第 回通常総会（総代会）を定款所定の時期に開催することができないので届け出ます。

なお、通常総会（総代会）は、 月 日に開催の予定です。

延期理由

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第40号（第40条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合（連合会）代表理事等異動届

代表理事（組合長、役員、経営管理委員会会長、経営管理委員）が就任（退任）したので届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第41号（第41条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

代表監事氏名 印

農業協同組合（連合会）監査実施届

年 月 日から 年 月 日まで当組合（連合会）の

監査をしたところ、その結果は次のとおりでありましたので届け出ます。

- 1 監査した監事の氏名
- 2 監査に立ち会った理事及び職員の氏名
- 3 監査結果の概要及びこれに対する意見

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第42号（第42条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

名称

組合長（会長）理事氏名

印

農業協同組合（連合会）事故発生届

このたび次のとおり事故が発生した（発生するおそれがある）ので届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県農業協同組合法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(農業経営課)